

Ⅳ 調査票

平成 18 年中小企業賃金等実態調査表



ご協力をお願い

三重県では、従来より県内の事業所における賃金等実態調査を実施し、中小企業の労使双方の皆様、賃金問題等の資料として利用していただくとともに、県における勤労福祉行政の推進に役立てることとしています。

今年も引き続き、中小企業賃金等実態調査を実施することになりました。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

三重県生活部勤労・雇用支援室 勤労福祉グループ

《記入に当たってのお願い》

- この調査は統計以外の目的に使用したり、調査の内容を他に漏らしたりすることはありませんので、ありのままを記入してください。
- この調査は事業所を単位として調査を行います。特に断りのない限り、平成18年7月31日現在の状況を記入してください。
- 回答はすべて別紙回答用紙に記入してください。該当する番号を○で囲むか、必要事項を記入してください。
- 記入が終わりましたら、8月31日(木)までにこの調査票を同封の返信用封筒で返送してください。
- 不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください

【調査についてのお問い合わせ先】

三重県生活部勤労・雇用支援室：上野

〒514-8570 津市広明町 13 番地

Tel 059-224-2454

(質問用紙)

1 事業所の現況について

問1 貴社の常用労働者数を記入してください。

問2 派遣労働者が在席していましたら数を記入してください。

問3 請負労働者が在席していましたら数を記入してください。

問4 労働組合はありますか。

(注)

・常用労働者とは、次のいずれかに該当する者で、事業主及びパートタイマーは除きます。

1 期間を決めず、又は1ヶ月を超える期間を決めて雇われている者。

2 日々、又は1ヶ月以内の期間を限って雇われた人のうち、前2ヶ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者。

・派遣労働者とは、労働者派遣法という派遣労働者で貴社の下で働いている者。

・請負労働者とは、請負契約に基づき別経営の企業から来て働いている者

2 労働時間・休日休暇制度等について

問5 通常の1日、1週の所定労働時間は何時間ですか。また、会社の年間総休日日数は何日ですか。
(平成17年1年間の土日等週休日、祝日、夏季休暇など全ての合計)

1 日	時間	分
1 週	時間	分
年間総休日日数	日	

※「所定労働時間」とは、就業規則において定められた始業時刻から終業時刻までの時間から、休憩時間を除いた労働時間をいいます。

※週によって所定労働時間が異なる場合は、週平均で記入してください。

問6 週休制の状況はどのようになっていますか、該当するものを一つ選んでください。

週休2日制				週休1日制又は 週休1日半制
完全 4週8休	月3回	隔週又は 月2回	月1回	
1	2	3	4	5

※季節又は職種等によって週休制が異なる場合は、より多くの月又は、より多くの労働者に適用されているものとしてください。

問 7 年次有給休暇の状況について平成17年度中の1人あたりの平均取得は年何日ですか。
(小数点第1位まで記入)

※取得日数は、労働者が当該休暇年度に実際に利用した日数をいいます。
(平成17. 4. 1～平成18. 3. 31)

問 8 各種休暇制度の導入状況はどのようになっていますか。それぞれ番号を一つ選んでください。

		導入していない	
	導入している	予定あり	予定なし
リフレッシュ休暇	1	2	3
ボランティア休暇	1	2	3
その他 ()	1	2	3

※「リフレッシュ休暇」とは、職業生活の節目節目に労働者のリフレッシュを目的として勤続年数などの一定の要件に合致する労働者に付与する有給の連続休暇をいいます。

※「ボランティア休暇」とは、各種社会貢献活動を行う勤労者に付与する有給の休暇をいいます。

問9 福利厚生はどのような制度で実施していますか、該当するものを1つ選んでください。

制 度 有					制 度 無	
自 社	中小企業勤労者福祉 サービスセンター	民間委託	併用	その他	予定あり	予定なし
1	2	3	4	5	6	7

※中小企業勤労者福祉サービスセンターとは、中小企業勤労者のための総合的な福祉事業を実施する団体(中勢地域、松阪市、伊勢・鳥羽・度会地域にあります)

3 育児休業・介護休業制度について

問 10 育児休業制度についてお答えください。

	ある	ない
育児休業制度について、就業規則等に規定	1	2
育児休業制度にかかる勤務時間の短縮等の措置の規定	1	2
育児休業制度に係る子の看護のための休暇措置の規定	1	2

※育児短時間勤務制度とは、乳幼児を有する労働者が育児休業を取得することなく就業しつつ子を養育することを容易にするための何らかの措置

※子の看護のための休暇とは、負傷し又は疾病にかかった子の世話を行う労働者に対し与えられる休暇であり、年次有給休暇とは別に与える休暇

問 11 育児休業期間をどのように定めていますか、1つ選んでください。

子が1歳になるまで（法定）	それ以上定めている	定めていない
1	2	3

※育児休業期間は、保育所に入所を希望しているが、入所できない場合及び子の養育を行っている配偶者であって、1歳以降、子を養育する予定であったものが死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合は、子が1歳6ヶ月に達するまで取得可能

問 12 休業期間中の賃金をどのように定めていますか、1つ選んでください。（雇用保険の育児休業給付金を除く）

無 給	全額支給	一部支給	定めていない
1	2	3	4

問 13 貴事業所で過去一年（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）に出産した（子供が生まれた）従業員並びに育児休業の開始及び終了、育児休業からの復帰について下表によりお答えください。

	女 性	男 性
平成17年4月1日から平成18年3月31日までに出生した従業員数（男性は配偶者が出生した人数をお答えください）	人	人
上記のうち現在までに育児休業を開始した従業員数	人	人
上記のうち現在までに産後休暇取得後、職場復帰した従業員数	人	人
上記のうち現在までに産後休暇取得後、職場復帰しなかった従業員数	人	人

育児休業制度とは、「育児・介護休業法」に規定する制度で、労働基準法で規定する産前産後休業とは別に、1歳に満たない子を養育するため一定期間休業できる制度をいいます。平成7年4月から、育児休業制度がすべての事業所に義務づけられています。

問 14 介護休業制度について、就業規則等に規定がありますか。

ある	ない
1	2

問 15 介護休業制度上の最長休業期間をどのように定めていますか、一つ選んでください。

3 ヶ月	3 ヶ月超～半年	半年超	定めていない
1	2	3	4

問 16 休業期間中の賃金をどのように定めていますか、一つ選んでください。

全額支給	一部支給	無給	定めていない
1	2	3	4

問 17 貴事業所で過去一年（平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで）に介護休業の開始についてお答えください。

	男性	女性
平成17年4月1日から平成18年3月31日までに介護休業を開始した従業員数	人	人

介護休業制度とは「育児・介護休業法」に規定する制度をいい、要介護状態にある家族介護のため、一定期間休業できる制度をいいます。家族介護のため、労働基準法で規定する年次有給休暇を取得する場合は除きます。平成11年4月から、介護休業制度がすべての事業所に義務づけられています。

4 定年制、退職金制度について

（定年制）

問 18 定年制がありますか、一つ選んでください。

一律定年制（ 歳）	職種別定年制	その他の定年制	定年制なし
1	2	3	4

問 19 定年退職後の継続雇用制度はありますか、該当するものを選んでください。

	ある	ない	雇用可能な年齢
勤務延長制度	1	2	歳
再雇用制度	1	2	歳

※勤務延長制度とは、定年年齢に達した者をただちに退職させることなく、引続き雇用する制度

※再雇用制度とは、定年年齢に達した者をいったん退職させ、あらためて引続き雇用する制度

(退職金制度)

問 20 退職金制度はありますか (あるの場合問 21, 22 にもお答えください)

ある	ない
1	2

問 21 退職金制度がある場合その形態は次のいずれですか、一つ選んでください。

(ここでいう年金とは厚生年金等の公的年金を除く)

退職一時金のみ	退職年金のみ	一時金と年金の併用	一時金か年金か選択制
1	2	3	4

問 22 退職金の支払い準備の形態は次のいずれですか、該当するものを選んでください。

一 時 金				年 金			
社内 準備	中小企業退職 金共済制度	特定退職金 共済制度	その他	厚生年 金基金	適格 年金	確定拠 出年金	その他 (併用も含む)
1	2	3	4	5	6	7	8

※特定退職金制度とは、市町、商工会議所、商工会、退職金共済事業を主たる目的とする公益法人等が税務署長の承認を受けて行う制度

※厚生年金基金とは、厚生労働大臣の許可を受けて厚生年金基金を設立し、厚生年金保険法という老齢年金及び通産老齢年金の報酬比例部分を企業年金で代行する年金制度

※適格年金とは、事業主と信託銀行又は生命保険会社が、退職労働者に対して退職金を支払うことを目的とした信託契約等を結び、国税庁長官の承認を得て、税法上、事業主の掛け金を損金とすることが認められている退職年金制度

※確定拠出年金とは、事業主が企業型年金規約を作成し、厚生労働大臣の承認を得て制度を導入するもので、規約により予め決められた掛金を事業主が拠出し、その運用益に応じて将来の給付額が決定される年金制度

5 パートタイマーについて

問 23 7 月末現在でパートタイマーを雇用している場合、何人雇用していますか、また 1 日 1 人当たりの平均労働時間と平均賃金支給額を記入してください。

	7 月中のパートタイム 労働者数	1 日 1 人当たりの 平均労働時間	1 日 1 人当たりの 平均賃金支給額
男 性	人	時間	円
女 性	人	時間	円

問 24 次のうちパートタイマーにも支給、付与されているものはどれですか。(複数回答可)

通勤手当	精皆勤手当	食事手当	その他手当	賞与	退職金	年次有給休暇
1	2	3	4	5	6	7

6 仕事と家庭の両立支援などについて

問 25 女性の能力発揮促進のための企業の積極的取り組み＝ポジティブアクションについて
貴事業所では取り組んでいますか、一つ選んでください。

取り組んでいる	取り組んでいない		
	実施予定あり	検討中	予定なし
1	2	3	4

※ポジティブアクションとは、過去の雇用慣行や性別役割分担などが原因で男女労働者間に事実上生じている格差の是正（例：役職者への登用・女性の職域拡大等）を目的として行う措置

問 26 現在課長以上の管理職及び女性管理職は何人いますか、人数を記入してください

	管理職数	左のうちの女性
役員	人	人
部長相当職	人	人
課長相当職	人	人
合 計	人	人

問 27 貴事業所では職場におけるセクシャルハラスメントの問題についてどのような取り組みをしていますか、該当する番号を選んでください。（複数回答可）

セクシャルハラスメントは許さないという方針をたて周知している	1
就業規則等でセクシャルハラスメントの防止対策措置を規定している	2
従業員に対してセクシャルハラスメントに関する研修等を行っている	3
管理職に対してセクシャルハラスメントに関する研修等を行っている	4
セクシャルハラスメントに関する相談窓口をもうけている（外部委託含む）	5
その他（具体的に： ）	6
特に何もしていない	7

問 28 多様な就労形態を導入していますか。

している	していない
1	2

問 29 多様な就労形態の導入について、その形態は次のいずれですか、該当する番号を選んでください。（複数回答可）

		導入している		導入していない	
		全社的	一部分	予定あり	予定なし
フレックスタイム制度		1	2	3	4
在宅勤務制度		1	2	3	4
短時間勤務制度		1	2	3	4
変形労働時間制	1年単位の変形労働時間制	1	2	3	4
	1ヶ月単位の変形労働時間制	1	2	3	4
	1週間単位の変形労働時間制	1	2	3	4
裁量労働制	専門業務型裁量労働制	1	2	3	4
	企画業務型裁量労働制	1	2	3	4
その他		1	2	3	4

※フレックスタイム制度とは、1週、1ヶ月等の一定期間の総労働時間を定めておき、労働者が各日の始業及び終業時刻を選択して働くことを可能にする制度

※在宅勤務制度とは、情報通信機器を活用して在宅形態で自営的に行われるはたらき方のうち、請負的にサービスの提供を行うもの等をいう。

※短時間勤務制度とは、通常の所定労働時間より短い所定労働時間を設定することをいい、労働基準法に規定する「育児時間」の利用は含みません。

※変形労働時間制とは、就業規則等により、一定期間における1日の労働時間と平均週労働時間が法定労働時間（1日8時間、週40時間）を超えなければ、特定の日、特定の週の所定労働時間が法定労働時間の枠を超えていても、法定労働時間を超えたとの取り扱いをしない制度

※裁量労働制とは、業務の性質上、その遂行方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要があるため、業務遂行の手段や時間配分の決定などについて、使用者が具体的な指示をしない就業形態

問 30 研修制度はありますか。（あるの場合問 31 にもお答えください）

ある	ない
1	2

問 31 研修制度がある場合、その内容はどのようなものですか、該当するものを選んでください。（複数回答可）

業務に関する研修	業務以外の研修	その他（ ）
1	2	3

7 次世代育成支援について

問 32 次世代育成支援対策推進法に定められている、「一般事業主行動計画」の策定届出をしましたか、一つ選んでください。（平成 18 年 7 月 31 日現在）

届出をした （本社が行った場合 を含む）	届出していない			
	平成18年度中に 届出予定	検討中	予定なし	策定、届出について 知らない
1	2	3	4	5

※一般事業主行動計画とは、平成 15 年 7 月に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される雇用環境等の整備を進めるため、事業主が策定する行動計画です。

問 37 常用労働者の賃金状況を下の表に記入してください。

		7月分の 賃金対象 となった 常用労働 者	常用労働者の状況		7月分の賃金支給額						賃金支給額の合計	
			7月分賃金 支給対象と なった人の 年数の合計	7月分賃金支給対象 となった人の勤続年 数の合計	基準内賃金		基準外賃金					
					基本給 (常用労働者全員の合計)	手当部分 (常用労働者全員の合計)	時間外 (常用労働者全員の合計)	その他 (常用労働者全員の合計)				
事務・技術 労働者	男	人				円		円		円		円
	女	人				円		円		円		円
生産労働者	男	人				円		円		円		円
	女	人				円		円		円		円

(注)

- ・パートタイマー、事業主を除く常用労働者全員の合計値を記入してください。
- ・基準内賃金とは、基本給と各手当の合計額とし、基準外賃金は残業手当等の超過勤務手当とする。
- ・7月の賃金支給額とは、6月の賃金締切日の翌月から7月の賃金締切日までの1ヶ月とする。
- ・生産労働者とは、生産労働、作業労働に従事する者をいいます。即ち小売業、金融保険業、サービス業等の業種で、運転手、守衛などの現業的業務に従事する労働者は、業種にかかわらず生産労働者としてください。
- ・事務・技術労働者とは、生産労働者以外の労働者をいい、管理、経理、営業、人事、研究等の部門に働く者をいいます。
- ・勤続年数は、6ヶ月以上は切り上げて記入してください。

10. モデル賃金について

問 38 モデル賃金を定めていますか。

いる	いない
1	2

問 39 「いる」と答えられた場合は下の表に「モデル賃金」をご記入ください。

満 年 齢	勤 続 年 数	中 学 卒		高 校 卒		短 大・高 専 卒		大 学 卒	
		事務・技術労働者	生産労働者	事務・技術労働者	生産労働者	事務・技術労働者	生産労働者	事務・技術労働者	生産労働者
15	男 女 給								
18	3								
20	5								
22	7								
25	10								
30	15								
35	20								
40	25								
45	30								
50	35								
55	40								
60	45								

※モデル賃金とは、通常に学校を卒業し、すぐ入社した者が、普通能力と成績で勤務した場合に当該事業所の賃金規定又は昇級事情のもとで勤続年数に応じて、どのように賃金が上がるかを運出したものである。

※賃金規定がある事業所は、それに従って記入してください。

※賃金規定のない企業は、調査票に設定されたモデル条件に合致する現存者がいる場合はその金額、いない場合は、モデル条件に近い現存者から推定した金額を記入してください。

*以上ご協力ありがとうございました。